

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認奈良地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 1 件

奈良厚生年金 事案 617

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和40年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月1日から43年3月1日まで

私は、昭和40年4月にそれ以前にも勤務したことがあったA社に復職し46年12月まで継続して勤務していた。しかし、年金記録は40年4月から43年2月まで記録が欠落している。この期間についても厚生年金保険料を控除されていたはずであるので、記録の訂正を求める。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言及び「申立人は40年の春ごろには復職していた。」とする同僚の証言から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、申立期間当時の事業主の後継者は、「当時、男性従業員が4人おり、申立人は他の3人と同じ仕事をしており、申立人のみを厚生年金保険に加入させなかったとは考え難い。」と証言している上、それら男性の同僚3人については、すべて申立期間における厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社における昭和39年11月2日資格喪失時の標準報酬月額から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行につ

いては、事業主による申立てどおりの資格取得届や申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定などいずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主が、昭和 43 年 3 月 1 日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る 40 年 4 月から 43 年 2 月までの保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和19年3月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年9月1日であったと認められることから、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが必要である。

申立人のC社における資格取得日は、昭和19年10月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、30円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年3月1日から同年9月1日まで
② 昭和19年9月1日から同年11月1日まで

私は、昭和15年4月にC社に入社し、17年1月21日から国民徴用令により、A社D工場に徴用された。その後、19年1月2日に海軍担当者全員が同社B工場に移転し、同年9月1日に現役入営し、徴用解除されるまで勤務していた。

しかし、A社における記録は昭和17年6月1日から19年3月1日までの期間となっており、また、C社における記録は19年11月1日に資格取得となっている。申立期間①及び②の記録が欠落していることに納得がいかないもので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社が作成した工員名簿及び社会保険被保険者台帳から、申立人は、昭和17年1月21日に同社D工場に入社し、19年3月1

日に同社B工場へ異動し、19年9月1日に陸軍へ現役入営するまで同社B工場に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、A社B工場に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は確認できないが、事業所名欄には「E社B工場」を抹消し、「F社」（昭和21年5月8日に名称変更）と記載されており、申立事業所名であり、かつ昭和19年4月14日にE社となる前の事業所名である「A社」の名称が無い上、健康保険の番号及び資格取得年月日は順番どおりに記載されておらず、欠番も多数見られる。これらのことから、当時の被保険者名簿は、戦災により滅失し、現存する被保険者名簿は、終戦後に在職していた者を対象に復元されたものと考えられ、社会保険事務所も当該被保険者名簿については、戦後に復元されたものと思われるとしている。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が申立期間中に継続勤務した事実及び事業主による保険料の控除の事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が昭和19年3月1日に厚生年金保険（当時は、労働者年金保険）被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったと認めるのが相当であり、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は同年9月1日とすることが妥当であると判断する。

また、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

申立期間②のうち、昭和19年10月1日から同年11月1日までの期間については、Gの発行する履歴書から、申立人は19年9月1日に陸軍に現役

兵として入営し、20年10月20日に帰休除隊したことが確認できるが、C社において19年11月1日に被保険者資格を取得している。

しかしながら、当該資格取得日は陸軍に入営していた期間であるため、当該日に被保険者としての資格を取得したとは考え難い。

また、当時の厚生年金保険法第59条の2では、昭和19年10月1日から22年5月2日までに被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額を免除し、被保険者期間として算入する旨規定されている。

したがって、申立人が陸軍に召集されていた期間については、仮に被保険者としての届出が行われておらず、法第75条の規定による時効によって消滅した保険料に係る期間であっても、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立人の資格取得日は、厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額を免除となる昭和19年10月1日とすることが妥当であると判断する。

また、申立期間の標準報酬月額は、申立人のH健康保険組合における昭和19年11月の記録から、30円とすることが妥当である。

一方、申立期間②のうち、昭和19年9月1日から同年10月1日までの期間については、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号の前後に資格取得した人の資格取得日は、20年11月又は12月であることから、申立人のC社における被保険者資格取得日に係る届出は、復員した20年10月20日以降に、19年11月1日を取得日として届出が行われたことがうかがわれ、保険料が免除とならない19年9月分について保険料が控除されていたとは考え難い。

また、申立人は昭和19年9月1日以降、陸軍に入営中であり、C社の社員名簿において、「19.9.1命休職（現役入営のため）」の記載があるが、基本給欄は空白であり、基本給欄が記載されているのは、19年10月9日以降であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 6 月から 49 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 6 月から 49 年 9 月まで
高等学校卒業後、姉の嫁ぎ先の事業所に住み込みで働き、20 歳の時に役所の集金人から「国民年金に加入するのは国民の義務だ。」と勧められ国民年金に加入した。
毎月、集金人に保険料を納付していた。納付の際、年金手帳にシールのようなものを貼っていたのを記憶している。納付期間について未納であることが納得できないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 49 年 11 月 20 日に払い出されており、この時点で申立期間の大半は時効により納付することができない上、これより前に申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、国民年金手帳記号番号払出時点では、申立期間のうち納付が可能であった一部の期間について、申立人が記憶している年金手帳に印紙を貼付する納付方法では納付できない期間が含まれるが、申立人は過年度分の保険料をさかのぼって納付した記憶は無いことから、国民年金手帳記号番号が払い出された月の前月の保険料から集金人に納付を開始したと考えるのが自然である。

さらに、申立期間は 76 か月と長期間であり、申立人と同居していたとする姉から申立期間に係る保険料の納付をうかがわせる具体的な供述は得られず、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から47年6月までの期間、48年3月から50年7月までの期間及び51年6月から52年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年4月から47年6月まで
② 昭和48年3月から50年7月まで
③ 昭和51年6月から52年3月まで

若いころから、真面目に家業を営み、仕事も順調で、多少の蓄えもあったことから、妻が、私の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号は、昭和52年3月に連番で払い出されていることが確認でき、この時点で、申立期間のうち、42年4月から47年6月までの期間及び48年3月から49年12月までの期間の保険料は、時効により納付できない上、これより前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、オンライン記録によると、申立期間について、申立人及びその妻の国民年金納付記録は一致しており、夫婦共に未納であることが確認できる。

さらに、申立人及びその妻は、申立期間の国民年金保険料を、いつ、どのように、どこで納付したか具体的な記憶が無く、申立期間の保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から46年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年10月から46年2月まで

私は、A市に新居を構えた昭和43年ごろに国民年金に加入したように思う。保険料は、主人の給料から毎月貯めて、2か月か3か月ごとの集金に間に合うよう用意していた。いつも50歳前後の男性に200円、400円、600円くらいの保険料を現金で納付し、薄い細長い領収書を受領していた。長男の妊娠中及び産まれてからも保険料を納付していた記憶があり、集金人が泣いている長男をあやしながら私が現金を用意するのを待っていてくれたことが一番記憶に残っている。申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年ごろに国民年金に加入したと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、46年3月22日に払い出されており、申立期間直後の同年3月から任意加入とされており、加入時に当該申立期間をさかのぼって保険料を納付することができなかった上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立内容とは符合しない。

また、申立人は、保険料を納付した際、薄い細長い領収書を受領したと主張しているが、A市の申立期間当時の納付方法は印紙検認方式であり、申立内容とは符合しない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 619

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月1日から49年4月1日まで
社会保険事務所(当時)の記録では、A社B支社に係る厚生年金保険の加入期間について、脱退手当金を支給した表示があるとのことだが、自分としては受給した記憶は無い。脱退手当金の支給日や支給金額を示されても、自分自身に記憶が無く、納得ができないので調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社B支社に係る厚生年金保険被保険者原票には、申立人に対し脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金に係る支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和49年7月4日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。